

## 申告書確認表【留意事項】

| 項目                                 | No. | 確認内容   | 留意事項   |
|------------------------------------|-----|--|--|
| <b>帳簿価額修正<br/>別表五の二(一)<br/>付表二</b> | 12  | 2欄に最終利益積立金額を記載していますか。  | No.12・No.13によっていない場合には、帳簿価額修正額の計算に誤りが生じることがあります。                                     |
|                                    | 13  | 組織再編成（適格合併又は適格分割型分割）がある場合、13欄～17欄において最終利益積立金額の調整計算を行っていますか。  |  |
| <b>租税公課<br/>別表五の二(二)<br/>付表</b>    | 14  | 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二付表の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。   | No.14～No.19によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、連結所得金額の計算に誤りが生じことがあります。     |
|                                    | 15  | 5欄、10欄及び15欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の二付表の24欄又は25欄で減算していますか。  |  |
|                                    | 16  | 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の二付表の23欄等で減算していますか。<br>また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四の二付表で加算していますか。  |  |
|                                    | 17  | 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四の二付表で減算していますか。  |  |
|                                    | 18  | 仮払経理により納付した税額の合計額及び41欄の金額は、それぞれ貸借対照表又は勘定科目内訳明細書の記載額と一致していますか。  |  |
|                                    | 19  | 44の②中間欄及び確定欄の合計額は、個別帰属額の届出書の14欄及び37欄の合計額と一致していますか。   |  |
|                                    | 20  | 国外事業所等を通じて事業を行っている場合、連結国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。<br>また、国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。   | 平成26年度税制改正により、帰属主義が導入されたことに伴い、連結国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算することとされています。 |
| <b>外国税額控除<br/>別表六の二(二)<br/>付表等</b> | 21  | 別表六の二(二)付表の19欄及び別表六(二)付表一の5欄の金額は、税引後の金額としていますか。<br>また、これらの金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。  | 税引後の金額としている場合には、連結国外所得金額が過大となる可能性があり、その結果、外国税額の控除額が過大となることがあります。                     |
|                                    | 22  | 別表六の二(二)付表の6欄の金額は、国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに計算した非課税所得分の合計額（マイナスの場合は0）を記載していますか。   | 平成26年度税制改正により、帰属主義が導入されたことに伴い、連結国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算することとされています。 |
|                                    | 23  | 国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。  | 別表四の二付表の加減算額を調整していない場合には、連結国外所得金額の計算が正しく行われていない可能性があり、その結果、外国税額の控除額の計算に誤りが生じことがあります。 |
|                                    | 24  | 連結国外所得金額の計算において、別表四の二付表の加減算額を調整していますか。<br>(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の特定外国子会社等又は別表十七(三の八)の特定外国関係会社若しくは対象外国関係会社に係る個別課税対象金額（本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。） |  |
| <b>外国税額控除<br/>別表六(三)</b>           | 25  | 12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い連結事業年度のものから順に充当していますか。<br>また、同一連結事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。  | 充当の順序に誤りがあった場合には、外国税額の控除額の計算に誤りが生じことがあります。   |